

保険における危険選択と公平性

拓殖大学 宮地 朋果

1. 問題意識

危険選択は、保険契約を結ぶにあたり、保険者がその申込みに対して危険度の大きさを測定・評価し、契約承諾の可否や条件を決定する一連の過程である。危険選択をめぐる主要な問題として逆選択とクリームスキミングがあり、そのいずれもが市場の失敗につながり得る。

危険選択においては、リスク細分化をどこまで進めることが妥当かつ合理的であるかという判断が常に求められる。また、リスク区分には、統計的な信頼性に加えて、社会的合意を得ることが不可欠である。しかし、何をもって「公平」とするかについては、保険数理・経営の枠組みにおける判断と、一般社会のそれとの間に乖離が生じる場合もある。本報告では、危険選択における実際を概観したうえで、その公平性について考察することを目的とする。

2. 報告の要旨

「損害保険料率算出団体に関する法律」の第八条に、「料率団体の算出する参考純率及び基準料率は、合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであつてはならない」とある。ここで考慮すべきは、「不当に差別的なもの」の意味するところである。

保険の枠組みにおいては、契約者が負担する保険料は、保険数理的な公平性にに基づき、各自がその保険において保障もしくは補償される危険度に応じて定められる。しかし、保険が有する社会的役割や公共性の観点から、契約者間の公平性の追求よりも、より多くの消費者に保障もしくは補償を供給する姿勢や、リスク細分化の緩和等が求められる可能性がある。

保険におけるリスク分類はいかに細分化しても、あくまでも確率によるものであるため、特定の個人・団体などに関して正確かつ詳細な予測をすることは不可能である。また、保

【平成 21 年度日本保険学会大会】

第Ⅱセッション

報告要旨：宮地朋果

保険料の負担についても、ある程度の不公平を免れることはできない。たとえば、保険集団の同質性が何らかの要因により維持されない場合、高リスク者の費用を低リスク者が負担する内部補助（cross subsidization）が生じる。保険加入のメリットが内部補助のデメリットを上回る場合、合理的な判断として保険が成立する。また、内部補助の許容度は、「保険」の定義や意味合いをいかなるものとするかによっても決定される。これは、「保険」と「共済」の相違を検討するうえでの示唆となるだろう。

保険の役割や機能は、経済制度・社会保障制度を含む社会環境の変化や技術革新、価値観の変化、保険をめぐる知識・情報の多寡などの諸要因に対応し、姿をかえてきた。同様に、危険選択のあり方も、保険会社の方針が先立つのではなく、世論や環境変化への対応により変遷する。ただし「保険の限界」により、それらの変化に事後的に対処せざるを得ないことや、一般社会の概念と保険原理における常識とに乖離が存在することなどにより、さまざまなずれやゆがみが生じてくると考えられる。

本報告では、危険選択において不当な差別とはいかなるものかを考察するにあたり、遺伝子検査と保険をめぐる動向、非喫煙者割引の導入、危険度の高い職業に対する保険料の割増や男女別料率など、具体的な事例を挙げて検討する。統計的に明らかな差異が認められても、リスクの類別を行うことが社会から容認されない、もしくは社会政策的な意味合いで制限される場合もある。また、当初は不当な差別とみなされていたことが、環境変化により妥当かつ適正と評される場合もある。一方で近年、保険会社の商品開発における工夫が進んでおり、高リスクを対象とする保険商品の提供も増加している。この場合、消費者側に「保険料負担可能性（affordability）」の制約は残るものの、「保険入手可能性（availability）」は満たされる。

危険選択と公平性をめぐる考察は、保険の社会的役割・意義やその限界についての検討に続き、最終的には、「保険とは何か」という本質的な問題に展開する。また、一般社会の希望や世俗的価値観と現実との乖離をめぐっては、保険以外の多くの分野、制度にも同様の問題が存在する。本報告は、考察範囲を保険における危険選択という狭い対象としているが、上記の意味において、普遍性や一般性を有する問題意識に基づいている。今後、保険学の視座からのみならず、他学問分野との連携や整合性を考慮しつつ、深耕すべきテーマと位置づけることができるだろう。